

津山圏域消防組合 消防長 殿		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 不動産・動産記入例 </div>		平成〇〇年〇〇月〇〇日 提出期日を記入	
届出人住所 岡山県津山市林田〇〇番地					
職業 飲食業					
氏名 消防 太郎					
建物(住宅・店舗等)が焼損した時の様式 (火災損害届の解説1(1)イ参照)					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 消 防 </div>					
火災損害届 (不動産・動産用) 時刻不明の場合は調査担当職員に聞き、提出の際に記入して下さい。					
1	り災日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分ごろ	損害見積額	不動産の損害見積額総計を記入 不動産 1,530,000円	
2	り災場所 及び対象名	岡山県 津山市林田〇〇番地 ----- 焼き肉じゅうじゅう 店舗兼住宅	損害見積額	動産 759,100円 り災物件明細書の合計金額 (損害見積額)を記入	
り災物件と届出人の関係		1. <input checked="" type="radio"/> 所有者 2. 管理者 3. 占有者 4. その他()			
3	り災建物の 構造・規模	構造 木造 スレート葺 モルタル壁(張)	用途	店舗兼住宅	
		階 層 地上 2 階 地下 階	延面積	132㎡	
		新築当初にかかった建築金額を記入			
4	り災建物の 経過	建築年月 M.T.S.⑩ 20年 3月	建築金額	20,000,000円	
		購入年月 M.T.S.H 年 月	購入金額	円	
		増改築年月 M.T.S.⑩ 24年 6月	増改築金額	500,000円	
		増改築年月 M.T.S.H 年 月	増改築金額	増改築にかかった金額を記入	
5	建物以外の 不動産り災 状況	り災物件名	り災種別	数量又は面積	
		塀	<input checked="" type="radio"/> 焼損・水損・他	10 m	
				取得又は建設年月・建設金額	
				M.T.S.⑩ 20年 3月 500,000円	
		庭木	<input checked="" type="radio"/> 焼損・水損・他	1 本	
				M.T.S.H 年 月 30,000円	
6	火災保険の 契約状況	保険会社名	契約区分	契約年月	保険金額
		岡山損害保険	<input checked="" type="radio"/> 不動産・動産	平成 20年 3月	2,000万円
	岡山損害保険	不動産・ <input checked="" type="radio"/> 動産	平成 20年 3月	1,000万円	
		不動産・動産			万円
		不動産・動産			万円

7	り災 世帯員	氏名	続柄	生年月日・年齢	性別
		消防 太郎	世帯主	M.T.S.H 〇〇年〇〇月〇〇日生〇〇歳	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女
		消防 花子	妻	M.T.S.H 〇〇年〇〇月〇〇日生〇〇歳	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
		消防 次郎	長男	M.T.S.H 〇〇年〇〇月〇〇日生〇〇歳	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女
				M.T.S.H 年 月 日生 歳	男・女
				M.T.S.H 年 月 日生 歳	男・女
				M.T.S.H 年 月 日生 歳	男・女

8	連絡先	住所津山市林田〇〇番地 氏名消防 太郎 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
---	-----	------------------------------------

注意事項

- この届出は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- この届出の提出がなければ、り災の証明書が発行できない場合があります。
- この届出は、建物1棟ごと、又は所有者ごとに作成し、り災した日から起算して1週間以内に提出してください。
- この届出には、動産がり災した場合、「り災物件明細書」を添付してください。

記入要領

- (4の欄) 1. 建築購入金額は、り災した建物の総建築費又は総購入費を記入してください。
 2. 建物の用途欄は、住宅、店舗、倉庫、工場、物置、作業場等り災前に使用されていた用途を記入してください。
 3. 建物を建築又は購入してから、り災するまでの間に増・改築した場合は具体的に記入してください。
 4. 坪を㎡であらわす場合は、3.3倍してください。
- (5の欄) 1. り災した物件の欄は、塀の類、庭木の類、物干し台等り災した物件を記入してください。
 2. り災種別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。ただし、焼損・水損その他の意味は、次のとおりです。
 (1) 焼 損 焼けた物、熱で変質、変形した物等
 (2) 水 損 消火のために、濡れた物、壊れた物、汚れた物等
 (3) その他 煙で汚れた物、運び出すとき、避難するときに壊れた物等
- (6の欄) 1. 契約区分の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 (7の欄) 1. 世帯員である同居人も記入してください。
 (8の欄) 1. 今後の連絡先の住所、電話番号を記入してください。

備考 不明な点の問い合わせ及び提出は、次の消防署へお願いします。
 調査担当 署・所 氏名
 警防課 警防企画調査係 電話番号 (0868) 31-1256

火災損害届の基本的考え方

火災損害届により、り災状況の報告を求め提出していただくことによって、消防機関が発生した火災により焼失し確認することが出来ない部分についての損害状況を把握するため、り災者の方に自己のり災状況を書類により報告していただき、火災統計の参考とするものです。したがって、火災損害届は火災保険等の民事には一切関係のないものです。損害見積額の申告をそのまま火災統計の数値とするものではありませんが、申告と統計の価格格差を少なくするため、以下の解説を参考として下さい。

火災損害届の解説

1 火災損害届における不動産と動産の考え方

(1) 火災損害届の不動産とは

土地に定着している建物や容易に動かすことができない物置類、塀の類、庭木の類、物干し台等が不動産に該当します。

ア 不動産該当例

- 備え付けのシステムキッチン等は、不動産に該当します。
- 水道、ガス、電気設備等は、不動産に該当します。
- たたみ、障子等は、不動産に該当します。(障子に書いてある絵が美術品である場合は動産として取り扱って下さい。)

イ 提出書類

- 不動産の建物(屋根のある建物で高さがおおむね1.8m、かつ、床面積が1.5㎡以上)に損害がある場合は「火災損害届(不動産・動産)」用の書類で提出して下さい。
- 不動産の建物であっても、建物外に取り付けられた物件(看板、ネオン塔、物干し、電算電力計等、電柱、塔等)が単独で焼損した場合は「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。
- 立木類は不動産に該当しますが、「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の、(林野の立木類は林野)、(庭木等はその他)欄に記入して提出して下さい。

(2) 火災損害届の動産とは

基本的に不動産以外のものが動産に該当します。

ア 動産該当例

- 建物内の衣類、什器類、家具類、書籍類等は動産に該当します。
- 容易に移動可能な農業用ビニールハウス、農機具類等は動産に該当します。
- 自動車、船舶、航空機類は動産に該当します。

イ 提出書類

- 建物火災において、不動産、動産共に損害があった場合は「火災損害届(不動産・動産)」用の書類で提出して下さい。なお、動産が複数ある場合は、り災物件明細書に、建物内と建物以外の物件を分けて記入し、その合計を動産欄に記入して下さい。
- 建物火災において、建物内の動産(動産の所有者)のみ損害があった場合は「火災損害届(動産)」用の書類で提出して下さい。なお、動産が複数ある場合は、り災物件明細書に内訳を記入し、動産欄に記入して下さい。
- 建物内以外の場所にある動産にのみ損害があった場合は「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。
- 自動車、船舶、航空機類に損害があった場合は、「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用の書類の該当欄に焼損した車両台数・船舶数ごとに記入して提出して下さい。

不動産損害見積額の算定について

火災損害の損害見積額は、損害保険等で加入している損害に対する再取得価格額とは異なり、あくまで時価を申告していただくものです。時価は社会通念上評価される妥当な金額を申告者が計算して下さい。なお、時価の計算方法として、消耗品等は減価償却の方法により、経過年数に応じて減価を控除した残存価格(経過残存率)によるものと、絵画・クラシックカー等のいわゆる、通り相場によるものがあります。

※ 古い建物の建築(購入)金額について 民家で80年前に80坪、8,000円(坪単価100円)で建築した建物を例とすると、80年前と現在では貨幣価値が全く違い、購入金額を現在の価値に変えて損害見積額を求める必要があります。消防統計では年々変わる補正係数で再建築費単価(上記例30,656,000円)を求めております。しかし、火災損害の報告者にこれを求めるのは極めて困難です。したがって、古い建物で貨幣価値が著しく異なる場合、建物の建築金額については申告者が再建築費単価を推定し、妥当な金額を購入金額に変え、損害見積額を計上して下さい。

木造建物の損耗度による残存率の基準表

消耗品等の減価償却の方法による算出方法の参考となる木造建物の消耗度による残存率の基準表は以下のとおりです。なお、経過年数(目安)は現在価格で坪単価40万円相当のモルタル壁、住宅を目安としています。(経過年数が不明な場合などに、消耗度のおおよその目安の参考として下さい。)

残存率	経過年数(目安)	区分	消耗度のおおよその目安(鑑別要項)
100%	1~2年	外部 内部	建築直後で大した損耗が認められない。 上に同じ
95%	3~4年	外部 内部	幾分古さを感じるが大した損耗が認められない。 1. 大した損耗が認められない。2. 畳表の取り替えを要する。
90%	5~8年	外部 内部	1 外壁板張りの板が変色している。2 トタン、雨樋の塗り替えを要する。 1 内部仕上材及び造作に古さを感じる。3 襖の張り替えを要する。
80%	9~13年	外部 内部	1 台所、浴室周りの水が沁みやすい部分及び土台の一部取り替えを要する。 2 下屋の鉄板、雨樋及び下見板の一部取り替えを要する。 1 天井、造作等に「しみ」「すすけ」が見受けられる。2 漆喰塗、砂壁の上塗りを要する。3 根太、束の部分的修理を要する。
70%	14~18年	外部 内部	1 基礎のモルタルが損傷し30~70%程度仕上塗り替えを要する。2 北側、隣家に近接する日照のない部分の土台及び柱の大修理を要する。3 外壁の亀裂その他の損傷が認められる。 1 内壁、天井、内部造作等から古びた感じを受ける。2 内部のいたるところに隙間を生じている。3 建具類の建て付けが悪い。4 土間コンクリートの30~50%の塗り替えを要する。
60%	19~24年	外部 内部	1 下見板が40%程度割れている。2 トタン屋根及び雨樋の大修理を要する。3 軒先の一部が腐朽している。4 基礎の部分的沈下が見受けられる。5 土台の30%、柱の10%が腐朽している。 1 天井、内壁及び造作の一部が損傷している。2 建具の建て付けが悪い。3 畳床の一部を取り替えることを要する。
50%	25~29年	外部 内部	1 基礎の一部が沈下している。2 土台40%、柱15%の取り替えを要する。3 屋根の瓦が緩んでいる。4 外壁は全般的に老朽し、モルタルは塗り替えを要する。 1 天井、内壁、造作に損傷したところが見られる。2 建具の建て付けの不良箇所が見られる。3 根太の落ちた部分が見られる。4 拭板床の40%以上修理を要する。
40%	30~34年	外部 内部	1 基礎の主要部の沈下が見られる。2 土台の50%程度の取り替えを要する。3 建物が全般的に緩んだ感じで、屋根瓦の緩みも見られる。4 外壁の一部が破損はく落している。 1 建具の建て付けの不良箇所が多い。2 土間コンクリートの塗り替えを要する。3 内壁にはく落した箇所が見られる。4 出窓の取り替えを要する。
30%	35~40年	外部 内部	1 基礎の大部分が沈下している。2 土台70%、柱30%が腐朽している。3 屋根の波打が見られる。4 建物のくずれが全体的に見受けられる。5 外壁が全般的に腐朽している。 1 内壁の破損部分が多い。2 建具の骨折がある。3 造作の破損が見られる。4 建物の内部が相当の古さを感じる。
20%	41年以降	外部 内部	1 建物が全体的に腐朽破損が大である。2 建物が傾斜している。3 居住上危険を感ずる。4 建物としての効果を十分果たさないと判断される。 1 内壁の大部分がはく落している。2 天井が一部脱落している。3 床が波打っている。4 造作の破損、建具の骨折箇所が多い。

鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造・住宅・病院等の経年残存率の参考表

経過年数	1~5年	6~10年	11~15年	16~20年	21~25年	26~30年	31~35年
残存率	0.99~0.96	0.96~0.93	0.93~0.90	0.90~0.87	0.87~0.84	0.84~0.81	0.80~0.78
経過年数	36~40年	41~45年	46~50年	51~55年	56~60年	61~65年	66~70年
残存率	0.77~0.75	0.74~0.72	0.71~0.69	0.68~0.66	0.65~0.63	0.62~0.60	0.59~0.56